

令和7年度 電気自動車（ハイブリッド車等）の低電圧 電気取扱いに係る特別講習会の案内

1. 目 的

電気自動車等（ハイブリッド車等）の点検整備を行う者は、低電圧電気回路（DC 50V以上～DC 750V以下）に係わる作業が安全に実施出来るように、労働安全衛生法第59条、同規則36条により特別教育が義務付けられております。

よって、新技術に対する安全教育、整備技術の向上を目的として本特別講習を実施します。

2. 講習内容（電気の安全に必要な基礎知識）

- ・高電圧システムの理解
- ・システムの不具合時の対応方法
- ・保護具の取扱い
- ・実車における安全作業の手順
- ・負傷したときの救護処置方法
- ・関係法令等

3. 日程・会場等

日 程 令和7年6月14日（土）予定
会 場 自動車会館 4階（熊本市東区東町4丁目14-8）
時 間 受付 9時より 研修 9時30分から17時まで
受講対象者 自動車整備士資格所持者
人 員 30名

4. 受講費用並びに申込方法

- 受講費用は1人5,500円（資料代、税含む）受講料は、開講当日の受付時納入下さい。
- 下記申込書により、当会教育課（TEL096-243-6668）宛、申込者多数の場合は2回に分けて実施、又、僅少の場合、講習を取り止める場合があります。

5. 申込期限

令和7年5月23日（金）までにFAXで申込み下さい。（FAX096-369-1463）

6. 本講習の最後に学科試験が義務付けられています。本講習を修了した者には、労働安全衛生法第59条に基づく、安全衛生特別教育規定による低電圧取扱い作業に関する特別課程の修了証書を交付します。修了者は従業員を対象とした特別教育の講習を行うことができます。

..... き り と り

令和 年 月 日

電気自動車等低電圧電気取扱い特別講習会受講申込書

フリガナ		生年月日	
氏 名		電話番号(自宅)	
現 住 所	〒		
事業場名	認証番号4ー	電話番号(工場)	
整備士資格	〔例：2級ガソリン自動車〕		